

第9回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和3年3月25日(木)
- 2 開閉時間 午後4時30分開会 午後5時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 13人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斉藤哲子 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博 9番 松田直人
10番 相澤峰基 11番 北村浩光 12番 小川一也 13番 舟根 禎
14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 6番 佐々木辰善
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4番 佐藤美頭雄、5番 斉藤哲子
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 使用貸借の解約について
報告第3号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の要請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農業委員会委員の辞任について
協議第1号 JAたいせつ地域水田農業推進協議会委員の推薦について

10 議事録本紙

議長 これから、第9回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)

議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、4番委員、5番委員にお願いします。

議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」まで報告事項ですので、事務局から説明願います。

主事 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が14番、15番の2件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は、別冊説明資料の1頁から3頁までに載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「使用貸借の解約について」でございます。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案7頁、8頁をご覧ください。

番号が6番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所及び氏名、契約の内容、解約年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

解約の理由については、備考欄に記載されているとおりです。

続きまして、議案10頁をご覧ください。

報告第3号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(5)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 11 頁、12 頁をご覧ください。

番号が 34 番、35 番の 2 件の申請がありました
報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 5 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約
通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明
をお願いします。

主幹

それでは、議案 14 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認に
ついて、審議を求めるものでございます。

議案は 15 頁、16 頁をご覧ください。

番号が 54 番から 57 番まで 4 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契
約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認につい
ては、54 番については、合意解約日が 3 月 18 日、引き渡し日が 5 月 14 日、
残りの案件については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、
要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立
状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の
確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の
成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請
について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ございま
す。

農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の権利設定に係る許可の可否につ

いて審議を求めます。

議案は 19 頁、20 頁をご覧ください。

番号が 15 番の 1 件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の 4 頁に載せてありますのでご確認願います。

農地法第 3 条の許可要件については、説明資料の 5 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 22 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 23、24 頁をご覧ください。

番号が 20 番から 23 番までの 4 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、説明資料の 6 頁から 10 頁までに、調査書は、11 頁から 14 頁までに載せてありますのでご確認願います。

また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 20 番です。

12 番委員 あっせん期間が、1 月 28 日から 3 月 9 日まで、あっせん回数 6 回で成立しています。

議長 反当 120,000 円で成立しています。
21 番です。
あっせん期間が、2 月 24 日から 3 月 10 日まで、あっせん回数 4 回で成立しています。
反当 198,000 で成立しています。
22 番です。
あっせん期間が、2 月 24 日から 3 月 10 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。
反当 200,000 円と 214,000 円と 174,000 円で成立しています。
23 番です。
あっせん期間が、3 月 3 日から 3 月 18 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。
反当 270,000 円で成立しています

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 26 頁をご覧ください。
議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」です。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。
議案が 27 頁から 30 頁までになります。
番号が 71 番から 79 番までの 9 件でございます。
71 番、72 番については、借主の規模拡大による新規の賃貸借でございます。
73 番、74 番、75 番、76 番については、北野地区の国営事業の一時利用地指定に伴う新規の賃貸借でございます。
77 番については、借主の規模拡大による使用貸借でございます。
78 番、79 番については、79 番の借主の規模拡大による賃貸借で、中間管理機構を通した一括方式によるものとなっております。
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は説明資料の15頁から19頁までと本日配布しました27頁、調査書は、20頁から26頁までと本日配布しました28頁、29頁に載せてありますのでご確認願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第5号「農業委員会委員の辞任について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案32頁をご覧ください。

議案第5号「農業委員会委員の辞任について」です。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業委員の辞任同意についてご審議願います。

農業委員会等に関する法律第13条第1項は、委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるという規定でございます。

議案33頁をご覧ください。

令和3年3月15日付けで小川委員より、令和3年3月18日付けで佐々木委員より辞任届の提出がありました。

委員の住所及び氏名、辞任年月日、辞任の理由については、議案に記載のとおりです。

今後の流れとしては、本日農業委員会の同意を得られましたら、町長の同意の手続きを取り、町長からの同意を得られましたら、令和3年3月31日に辞任となります。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第5号「農業委員会委員の辞任について」説明が終わりましたので2番から審議いたします。

12番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

2番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは2番の案件については、認めると決定しました。

12番委員 着席

議長 1番について審議いたします。

委員 質疑ございませんか。

議長 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

委員 1番の案件について認める方は挙手をお願いします。

議長 全員挙手

議長 はい、それでは1番の案件についても認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第10協議第1号「JAたいせつ地域水田農業推進協議会委員の推薦について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案34頁をご覧ください。

協議第1号「JAたいせつ地域水田農業推進協議会委員の推薦について」です。

農業委員の退任に伴い、JAたいせつ地域水田農業推進協議会より、2名の推薦を求められましたので、協議を行うものです。

事務局案としては、坂上委員、松田委員を推薦したいと考えております。ご協議のほどよろしくお願いします。

議長 異議等ございませんか。

委員 無しの声

議長 異議なしのため、坂上委員、松田委員を推薦することに決定します。

議長 日程については以上になります。

主幹 その他に入ります。

議長 次回の定例会についてですが、4月26日(月)の17時00分からで、考えていますが、よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、4月26日(月)の17時00分からでお願いします。

主幹 主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

続いてあっせんの経過報告についてです。

本日配布しました資料をご覧ください。

記載されている内容の確認をお願いします。

また、前回の定例会から1件申出の追加がありましたので、あっせん委員の指名をお願いします。

議長 私から指名してもよろしいでしょうか。

委員 問題なしの声

議長 33番は、6番委員と私でお願いします。

議長 それでは、以上をもって第9回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。